小矢部市
Oyabe City

定例記者会見資料
令和７年 10 月 27 日
財政課
TEL： 67-1760（内線 224）

件　名	令和８年度小矢部市予算編成方針について

標記の件については、別紙のとおりです。

令和８年度　小矢部市予算編成方針

第１　本市の財政状況及び今後の見通し

本市の財政状況は、コロナ禍や物価高騰下において、切れ間なく市民生活の支援や地域経済の下支えを行ってきたことから、令和６年度決算においては、定額減税による市税収入の減収はあるものの、一般財源総額は前年度を上回る額となったところです。また、新学校給食センターの整備や新庁舎整備などの大型事業を見据え、関係基金の積み立てを着実に行いながらも、令和７年度末の財政調整基金の残高は、約10億円を確保できる見込みとなっています。

一方、財政健全化判断比率のうち実質公債費比率や将来負担比率は、これまでの市債残高の抑制等の取組により令和６年度決算数値は着実に改善しているものの、令和７年度一般会計市債残高は、前述の大型事業や災害復旧事業への対応により170億円台まで増嵩すると見込んでおり、令和７年度の当該数値は再び上昇するものと見込んでおります。また、現下の物価高騰状況等を踏まえた経常的経費の見積もりや総合計画後期実施計画ローリングの実施により把握した令和８年度の一般財源所要額と一般財源見込額との比較による要調整額を約11.9億円と見込んだところです。このことから、引き続き厳しい財政運営を余儀なくされるものと見通しています。

第２　予算編成方針

このような財政状況の中、直面する政策課題や社会経済状況の変化に対応しつつ、近年の財政健全化の流れを更に推し進めるためにも、地域社会や市民生活の活力を底上げし、社会経済活動を活性化させるとともに、頻発する大災害からの復旧・復興や新庁舎整備事業を推し進め、災害に強いまちづくりを実現することが不可欠であります。このことから、投資的事業については、「選択と集中」並びに「平準化」を図りつつ、その他の事業についても、効果を十分に検証するとともに、将来的に実益を生み出すよう見直しを行うことを徹底し、計画的な財政運営を一層高めていくことが必要であると考えています。

その上で、歳出面では、「最少の経費で最大の効果を挙げる（地方自治法第２条第14項）」を基本とし、歳入面では、幅広い視野で国県支出金のみならず有効な財源の発掘に知恵を絞り財源確保に取り組むことにより、令和８年度予算編成においても、引き続き「**過度な市債の借入れや財政調整基金の繰入れに頼らない予算編成**」の基本方針を堅持し、将来を見据えた健全で持続可能な財政運営に向けて、以下の事項に則して編成することとします。

１　財政運営の指針

⑴　第７次総合計画に基づく計画的なまちづくり

本市の将来像である「魅力・安心・充実　しあわせ　おやべ」の実現に向け、第７次総合計画後期実施計画に掲げる事業を着実に実施し、市民１人ひとりが「小矢部市に住んで良かった」と実感できるまちづくりを推進します。

⑵　行財政改革実施計画及びデジタル化推進計画の推進

行財政改革による経費の節減に加え、行政手続や経常的な業務におけるデジタル技術の活用を推進し、既存の事務事業のあり方について見直しを行うこととします。

⑶　将来負担の抑制に向けた取組

新庁舎整備事業や新学校給食センター整備事業をはじめとする投資的事業における令和８年度の市債借入額は、現在ローリング作業を実施している総合計画後期実施計画額の範囲内とし、将来負担の抑制を図ることとします。

⑷　公共施設再編計画の推進

公共施設再編計画及び公共施設長寿命化計画に基づき、計画的な長寿命化対策に取り組むことを基本方針とし、ライフサイクルコストの縮減に取り組むとともに、公共施設の再編を着実に前へ進めることとします。

⑸　将来を見据えた健全で持続可能な財政運営

中長期的な視点に立った本市の財政状況を踏まえ、費用対効果に重点を置いた事業の徹底した見直し、財源の発掘と確実な確保など、将来を見据えた健全で持続可能な財政運営に向けて、全庁的に取り組むこととします。

２　予算見積基準

令和８年度の予算見積りにあたっては、費用対効果を踏まえつつ将来的な実益を生み出すことを念頭に置いた見直しや、要調整額の解消に向けた経費の見直しを基本としながら、各部局及び各課それぞれの権限と責任をもって事業を執行できるよう、以下の基準に則して適正に見積もることとします。

⑴　要求基準

①政策的経費のうち総合計画後期実施計画計上事業

・総合計画後期実施計画における計画額（一般財源ベース）の範囲内で予算見積りを行うこととします。ただし、総合計画後期実施計画のローリング対象事業については、別途示す額の範囲内とすること。

②政策的経費のうち臨時的経費（総合計画後期実施計画未計上事業）

・令和７年度当初予算額のうち政策的経費（総合計画後期実施計画計上事業分を除く。）に係る一般財源総額の範囲内で予算見積りを行うこととします。

③経常的経費

・令和７年度当初予算額のうち経常的経費に係る一般財源総額を上限として予算見積りを行うこととします。ただし、物価高騰の影響を受ける物件費等については、この限りではない。

⑵　重点事業推進枠

第７次総合計画に掲げた市の将来像の実現や、地域経済の好循環、持続可能な地域社会の実現に向け、国県の動向を踏まえながら、次の「重点事業推進枠」を設け、優先的に予算付けを行うこととします。（新庁舎整備事業を除く。）

〇子育て世帯への支援及び定住促進関連事業 **〇安全・安心なくらしの実現関連事業（防災・減災等）** **〇アウトレットモール等を活用した交流人口の拡大や関係人口の創出・拡大に向けた地方創生推進事業** **〇自治体ＤＸ・ＧＸ（ゼロカーボン）の推進事業** **〇公共施設の長寿命化対策や適正配置関連事業**	**７億円程度**

⑶　財源の確保

①市税

市税は、市財政の根幹をなすべき財源であり、経済情勢や課税客体等を十分に把握し、課税漏れや誤りがないよう的確な課税に努め、適正に見積もることとします。

②新規事業

新規事業を要求する場合は、**事業のスクラップ・アンド・ビルドを基本**としつつ、国県支出金のみならず、幅広い視野で有効な財源の発掘に取り組むこととします。

【例】国の外郭団体等（例：（一財）地域活性化センター、（一財）日本宝くじ協会、（独）日本スポーツ振興センターなど）の助成金の活用

③ふるさと納税及び企業版ふるさと納税

ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の獲得を念頭に、関係人口の創出・拡大に資する事業について、関係課が庁内横断的に連携し、取り組むこととします。

⑷　特別会計予算

独立採算制の原則に十分留意し、事務事業の効率化や合理化、経費節減に努めることとします。また、国は一般会計からの繰出金（基準外繰出）に厳しい目を向けており、安易に一般会計からの繰入金に頼ることのないよう、徹底して事業、財源等の見直しを行うこととします。